

政令第 号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条及び第三十一条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八条第一項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第八十六条の七第一項、第九十二条及び第九十七条の六、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第二項第一号及び第四条第一項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を削り、第十条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十八条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第十条 法第三十一条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

第十一条から第十四条までを削り、第十五条を第十一条とし、第十六条を削り、第十七条を第十二条とする。

附則第三条を削る。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、それぞれ当該」を「、当該」に改め、同項第六号口中「第五十八条」を「第五十八条第一項及び第二項」に、「及び法第六十条の三第二項」を「並びに法第六十条の三第二項」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第五十五条第一項から第三項まで」に改める。

第十九条の見出しを「(居室の採光)」に改め、同条第三項中「に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する」を「の政令で定める」に、「それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない」を「次の表の上欄に掲げる居室の種類に応じ、それぞれの表に掲げる割合以上でなければならない」に改め、同項ただし書中「(一)から(五)までに掲げる居室で」を「(一)の項から(六)の項までの上欄に掲げる居室のうち」に改め、「それぞれ同表」の下に「の下欄」を加え、「以上とすることができる」を「とす」に改め、同項の表を次のように改める。

	居 室 の 種 類	割 合
(一)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保	

	連携型認定こども園の教室	五分の一
(二)	前項第一号に掲げる居室	五分の一
(三)	住宅の居住のための居室	
(四)	病院又は診療所の病室	
(五)	寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室	七分の一
(六)	前項第三号及び第四号に掲げる居室	
(七)	(一)の項に掲げる学校以外の学校の教室	十分の一
(八)	前項第五号に掲げる居室	

第三百二十五条の十六中「第五十二条第六項」を「第五十二条第六項第一号」に改める。

第三百二十七条中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第三百二十七条の八第一号中「含む。」の下に「、同条第六項第三号に掲げる建築物の部分」を加え、

同条第二号中「供する部分」の下に「、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分」を加える。

第三百二十七条の十二第二項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第三条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を、「第四十三条第二項第一号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加える。

第三条第一項第二号中「第五十五条第一項から第三項」を「第五十五条第一項から第四項」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項及び第二項」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第四条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を、「第四十三条第二項第一号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定共同住宅等建築主に該当することとなる建築主の要件としての一年間に新築する分譲型規格共同住宅等の住戸の数を定める等建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。